

令和 7 年度

雇用対策協定事業計画

以下の項目について連携して取り組むこととする。

1. 障がい者の活躍の推進

企業における障がい者雇用に関する理解を深め、障がい特性に応じた受入体制を整えるとともに、障がい者の自立のため、関係機関が連携し個々の特性に応じた支援を行う。

【協同して実施する業務】

障がい者雇用促進のための事業所訪問

障がい者雇用促進セミナーの開催

障がい者就職面接会、障がい者企業説明会の開催

【労働局が実施する業務】

- ・雇用率未達成企業等に対する訪問指導又は集団指導及び障がい者雇用のための各種情報発信
- ・就職支援コーディネーター及び精神・発達障害者雇用トータルサポーター等による、障がいの特性に応じた相談支援の充実
- ・三重障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（障がい者就業・生活支援センターいくる）等と連携した求職から定着までの支援の充実
- ・福祉・教育・医療から一般企業への就職に向けた関係機関との連携による就労支援
- ・特別支援学校と連携した生徒への就職支援
- ・効果的な職業訓練の受講あっせん及び就職支援
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催
- ・障がい者雇用の促進等に関する法律に基づく「もにす認定制度」の周知

【市が実施する業務】

- ・障がいのある人を含む働きづらさを抱えた人への職業体験実習の実施
- ・障がいのある人を含む働きづらさを抱えた人への市役所での短時間雇用（ワークステーションいせ）の実施 ※就労継続支援 B 型事業所との併用可（条件あり）
- ・障がい者サポーター制度の周知・活用促進
- ・障がい者サポート企業・団体との連携促進
- ・就労支援施設等からの物品等調達の周知・活用促進
- ・障がい者基幹相談支援センター・地域相談支援センターの周知・活用促進
- ・ハローワークとの連携推進

2. 女性の活躍の推進等

子育てと仕事の両立を望みながらも、様々な事情により求職活動を行っていない女性が相当数存在する中、女性の就業率向上を図る上で、一人ひとりの希望や状況に応じて支援を行う。

【協同して実施する業務】

- ・ 児童扶養手当の現況届提出時の「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施、案内
- ・ 女性の就職支援セミナーの開催

【労働局が実施する業務】

- ・ マザーズコーナーにおける担当者制による職業相談・職業紹介
- ・ 再就職を希望する求職者に対する職業訓練に関する情報提供と積極的な誘導・あっせん
- ・ 男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の周知啓発、個別相談、行政指導等
- ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」の周知・活用促進
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん・くるみんプラス認定制度」の周知・活用促進
- ・ 不妊治療と仕事の両立支援
- ・ 伊勢市男女共同参画推進事業者募集（市事業）の周知

【市が実施する業務】

- ・ 男女共同参画推進事業者の表彰
- ・ 市職員における女性活躍研修の開催
- ・ さまざまな分野で活躍しているロールモデルの発掘、紹介

3. 高年齢者の活躍の推進

企業を退職した高年齢者の活動の中心となる地域社会において、地域のニーズに応じた多様な就業機会の確保が重要な課題となっているため、高年齢者が地域社会で活躍できる環境を整備する。

【協同して実施する業務】

- ・ 高年齢者向け求人確保の推進

【労働局が実施する業務】

- ・ 高年齢者の就労ニーズ等を踏まえた職業相談、職業紹介
- ・ 生涯現役社会を実現するための、企業における 70 歳までの就業機会の確保に向けた支援

【市が実施する業務】

- ・ シルバー人材センターの就業機会確保の啓発

4. 若者の活躍の推進

地域の次代を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分発揮できる環境の整備に向けた取組を進めていく。

【労働局が実施する業務】

- ・ 就職支援ナビゲーターによる新規卒者に対する就職支援、職場定着支援
- ・ 就職氷河期世代及びフリーター等に対する個別支援による正社員就職の促進
- ・ 「キャリアアップ助成金」の活用による非正規労働者の正社員転換の促進
- ・ 「トライアル雇用助成金」や「求職者支援訓練」の活用によるフリーター・ニート等の正社員就職の促進
- ・ 「若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール認定）」の普及・拡大及び情報の発信

【市が実施する業務】

- ・ いせ若者就業サポートステーションの補完事業の実施
- ・ 南三重地域就労対策協議会への参画（就活サイトの運営等）

5. 生活困窮者等の活躍の推進

市と安定所との協定（「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」）に基づき、生活保護者及び生活困窮者を対象に、就労による経済的自立を図る。

【協同して実施する業務】

- ・ 市ならびに伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」とのケース会議、支援対象者の情報交換及び共有化
- ・ 就労支援員・ケースワーカー等（生活支援課）とハローワークの連携の促進

【労働局が実施する業務】

- ・ 就職支援ナビゲーターによる個別支援
- ・ 就職支援ナビゲーターによる求人開拓及び情報提供
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の事業主等への周知

【市が実施する業務】

- ・生活困窮者自立相談支援事業（伊勢市社会福祉協議会へ委託）の実施
- ・就労準備支援事業（株式会社シグマテックへ委託）の実施

6. その他

(1) 事業所支援

人材不足分野等に対する人材確保等のための総合的な支援を実施する。

【労働局が実施する業務】

- ・ミニ面接会等の開催
- ・柔軟な働き方がしやすい環境整備の普及・促進
- ・UIJ ターン就職の支援
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発等
- ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等
- ・中小企業・小規模事業者等の働き方改革を支援する「三重働き方改革推進支援センター」の活用促進

【市が実施する業務】

- ・地方創生推進交付金を活用した移住支援事業の実施
- ・南三重地域就労対策協議会への参画（就活サイトの運営等）再掲※
- ・奨学金返還支援補助事業

【企業対象】従業員の奨学金の返還を支援している企業等に対し、経費の一部を補助する。

- ・補助金の額 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、対象従業員1人当たり12万円/年、5年を限度

【本人対象】市内で就業かつ居住する人に、奨学金返還額の一部を補助する。

- ・補助金の額 在学中に借り入れた奨学金総額の1/4
上限額60万円
- ・助成の条件 居住・就職の条件を満たし、
4年経過後に助成金額 1/3
8年経過後に 残額 を交付

(2) 人材の育成

経済社会環境の変化に対応していくためには、労働者の能力開発、生産性を向上させることが重要である。

【労働局が実施する業務】

- ・地域の人材ニーズ、また離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公

的職業訓練の充実

- ・求職者に対するハローワークによる適切な公的職業訓練への誘導及び修了後の就職支援

【市が実施する業務】

- ・公共職業訓練等の広報
- ・IT パスポート取得支援補助の実施

(3) その他

【市が実施する業務】

「Out of KidZania in いせ」の開催

地域企業の認知度向上・地元愛の醸成を図ることを目的に、児童生徒に対し、地元企業の仕事体験を提供する Out of KidZania in いせを開催する。

- ・開催日 11月8日（土）、9日（日）

7. 協定に基づく取組に関する目標

市と労働局は、事業を推進し協定の目的を達成するため共通の目標を定める。

(1) いせ若者就業サポートステーションの就職等率

	目標	実績
令和6年度	71.2%以上	65.9%
令和7年度	72.9%以上	

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業支援対象目標値

※伊勢志摩地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会

	目標	実績
令和6年度	81人 (56人就職目標数)	93人 (63人就職数)
令和7年度	86 (60人就職目標数)	

(伊勢市)